

（仮称）小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の制定について

1 条例等の制定の背景

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度。以下「事業」という。）が創設されました。

この事業は、令和8年度から全国の自治体において実施される予定であり、その実施に当たり必要とされる設備及び運営に関する基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により、市町村が条例で定めることとされています。また、民間事業者等が事業を行う場合は、市町村の認可が必要とされています。

これらを受け、本市においても事業を適切に実施していくために必要な事項を定めるため、新たに（仮称）小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等を制定するものです。

2 制定する条例等

(1) 事業の設備及び運営に関する基準について

ア （仮称）小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

イ （仮称）小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(2) 事業の認可について

ア （仮称）小田原市乳児等通園支援事業の認可に関する条例

イ （仮称）小田原市乳児等通園支援事業の認可に関する条例施行規則

ウ （仮称）小田原市乳児等通園支援事業の認可に関する審査基準

3 条例等の内容

(1) 事業の設備及び運営に関する基準について

ア 条例等制定の趣旨

- ・法により、本市が設けるべき事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「国の基準」という。）に従い、又は参酌して条例で定めることとされています。
- ・これを踏まえ、本市における事業を適切に実施するために必要な基準を定めるものとします。

イ 事業の設備及び運営に関する基準の概要

- ・本市が設ける事業の設備及び運営に関する基準については、独自の基準を定める必要性等の特段の事情がないことから、国の基準の「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」のとおりとします。（参考資料1）
- ・なお、国の基準は、主に事業の区分、安全計画等の策定、設備の基準、職員の配置等について規定しています。
- ・国の基準における項目の一覧は、次のとおりです。

条	項目	従うべき基準	参酌すべき基準
1	趣旨	—	
2	最低基準の目的		○
3	最低基準の向上		○
4	最低基準と乳児等通園支援事業者		○
5	乳児等通園支援事業者の一般原則		○
6	乳児等通園支援事業者と非常災害		○
7	安全計画の策定等	○	
8	自動車を運行する場合の所在の確認	○	
9	乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件		○
10	乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等		○
11	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	○	
12	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	○	
13	虐待等の防止	○	
14	衛生管理等		○
15	食事	○	
16	乳児等通園支援事業所内部の規程		○
17	乳児等通園支援事業所に備える帳簿		○
18	秘密保持等	○	
19	苦情への対応		○
20	乳児等通園支援事業の区分	○	
21	設備の基準	○	
22	職員	○	
23	乳児等通園支援の内容	○	
24	保護者との連絡		○
25	設備及び職員の基準	○	

26	準用		○
27	電磁的記録		○

(2) 事業の認可について

ア 条例等制定の趣旨

- ・法により、社会福祉法人等の民間事業者は、事業の認可に関する申請を行い、市の審査を受けて認可されることで事業を行うことができるとされており、当該審査に当たっては、市は、条例で定める基準（（仮称）小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準）に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項に規定する基準によって、その申請を審査しなければならないとされています。
- ・また、子ども家庭庁から示される乳児等通園支援事業の認可の運用に関する指針に配慮することとされています。（参考資料2）
- ・これらを踏まえ、本市における事業の認可を実施するために必要な審査の基準等を定めるものとします。

イ 審査基準の概要（参考資料3）

- ・審査基準の概要は、次のとおりです。（法第34条の15第3項関係）
 - (ア) （仮称）小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準に適合していること。
 - (イ) 事業を行うために必要な経済的基礎があること。
 - (ウ) 事業を行う者が社会的信望を有すること。
 - (エ) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
 - (オ) 申請者が罰金以上の刑に処せられている場合には、その執行が終わっていることや、事業の認可の取消しを受けた場合には、その取消しから一定期間を経過していること等

※申請者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、(オ)に限る。

ウ 認可等の手続（参考資料3）

- ・事業の認可に当たっては、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないこととします。（法第34条の15第4項関係）
- ・審査の結果、（仮称）小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基

準を定める条例で定める基準に適合しており、かつ、事業を行う者が法第34条の15第3項に規定する基準に該当すると認めるときは認可することとし、認可をしないときは速やかにその旨及び理由を通知することとします。（法第34条の15第5項及び第6項関係）

- ・国、都道府県及び市町村以外の者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、市長の承認を受けなければならないこととします。（法第34条の15第7項関係）
- ・市長は、事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができることとします。（法第34条の17第1項関係）
- ・認可を受けて事業を行う者が、（仮称）小田原市乳児等通園支援事業の認可に関する条例等に基づく命令又は処分に違反したときは、事業の認可を取り消すことができることとします。（法第58条第2項関係）
- ・なお、次のいずれかに該当する場合は、認可の対象としません。
 - (ア) 法人にあつては、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であるとき。
 - (イ) 個人にあつては、小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

4 施行予定日

令和8年4月1日

5 参考資料

- (1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）
- (2) 乳児等通園支援事業の認可等について（令和7年こ成保発第154号）
- (3) 児童福祉法抜粋